

蒲郡市給食用物資選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 蒲郡市学校給食センター（以下「学校給食センター」という。）における給食用物資（以下「物資」という。）の購入に当たり、安価で良質な物資を適正に選定するため、蒲郡市給食用物資選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 物資の選定に関すること。
- (2) 物資の調達に関すること。
- (3) その他物資に関すること。

(組織)

第3条 委員会の委員は、15名以内で構成し、委員会の会議ごとに別表に掲げる者から委員長が指名する。

(委員長)

第4条 委員長は、学校給食センター所長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員が委員長の職務を代理する。

(委員の責務)

第5条 委員は、他の委員の意見に影響を受けることなく独自性を確保した上で、公平かつ公正に業務を行わなければならない。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定方法)

第7条 物資の選定は、あらかじめ指定された物資の規格に応じて、指定業者から提出された物資の見本及び価格に基づき行うものとする。ただし、委員会が物資の見本を提出する必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 物資の選定の判断基準は、品質、規格、価格等とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校給食センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

委員会構成委員

役職	委員
委員長	学校給食センター所長
委員	小中学校長代表 1名
委員	小中学校教頭代表 1名
委員	小中学校給食主任代表 2名以内
委員	小中学校PTA代表 3名以内
委員	学校給食センター栄養士 3名以内
委員	学校給食センター代表 1名
委員	こども健康部子育て支援課栄養士 1名
委員	保育園給食主任代表 2名以内